船橋市地域公共交通活性化協議会事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱(平成20年10月24日制定。以下「要綱」という。)第18条の規定に基づき、船橋市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の事務処理に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 決裁 会長及び会長の権限を委任された者並びに専決権限を有する者(以下「決裁 責任者」という。)が、その権限に属する事務の処理について、最終的に意思決 定することをいう。
 - 専決 あらかじめ認められた範囲内で、当該決裁責任者限りにおいて、常時、会長 に代って決裁することをいう。
 - 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた事務の範囲内で一時当該決 裁責任者に代って決裁することをいう。

不在 旅行その他の理由により決裁責任者が決裁できない状態にあることをいう。 欠けたとき 死亡、辞職、失職等により決裁責任者が欠員の状態にあることをいう。

(会長の決裁事項)

第3条 会長は、次の各号に掲げる事項を決裁する。

重要な予算の執行及び契約の締結に関すること。

予備費の充当の決定に関すること。

予算の流用に関すること。

副会長及び事務局長の業務旅行命令に関すること。

その他前各号に準ずる事項に関すること。

(事務局長の専決事項)

第4条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決する。

事務局員の服務に関すること。

一件500万円以下の予算の執行及び契約の締結に関すること。

10万円以下の予備費の充当の決定に関すること。

各節間における予算の流用に関すること。

収入及び支出の決定に関すること。

事務局員の業務旅行命令に関すること。

その他前各号に準ずる事項に関すること。

(類推による専決)

第5条 この規程に定めのない事項であって、その内容が軽易に属し、かつ、専決事項に 準ずると類推されるものは、あらかじめ上司の承認を得て、専決することができる。 (専決の制限)

第8条 この規程の定める専決事項のうち、次の各号の一に該当する事項をついては、上 司の意思決定を受けなければならない。

重要又は異例に属すると認められる事項。

規定の解釈上疑義又は有力な異説があると認められる事項。

関係機関において意見を異にする事項。

(報告)

第9条 決裁責任者は、当該事項を専決した場合において特に必要があると認めるときは、 当該専決事務について上司に報告しなければならない。

(代決)

- 第10条 会長の決裁を受けるべき事務について、会長が不在のときは、副会長がその事務を代決することができる。
- 2 前項の場合において、副会長が不在のときは、事務局長がその事務を代決することができる。

(代決の制限)

第11条 前条の場合にあっては、あらかじめその処理について特に指示を受けたもの又は緊急やむを得ないもののほか、重要な事項、異例若しくは疑義ある事項又は新規事項は、代決することができない。

(後閲)

第12条 代決した事項は、速やかに当該決裁責任者の後閲を受けなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭により報告することができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。